

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

知立市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

知立市長

公表日

令和4年1月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	予防接種法に定める疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施を行い又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用。 ①予防接種の実施 ②実費の徴収 ③予診票兼接種券の発行④予防接種の記録 ⑤健康被害の救済措置 ⑥新型インフルエンザの予防接種事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務（以下⑦補足） ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム ワクチン接種記録システム（VRS）
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	■番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 ■番号法第19条第6号（委託先への提供） ■番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び同法別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 16の2、16の3、115の2項 （別表第二における情報照会の根拠） 16の2、17.18.19、115の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険健康部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	知立市 総務部 総務課 472-8666 愛知県知立市広見3丁目1番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	知立市 保険健康部 健康増進課 472-8666 愛知県知立市広見3丁目1番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月17日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月17日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 システムの名称	住民健康管理システム	健康管理システム	事後	
令和1年6月28日	I ,5,2	健康増進課長 清水 弘一	健康増進課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月28日	IV リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和3年3月4日	I 関連情報 事務の概要	—	⑥新型インフルエンザの予防接種を追加	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報の追加
令和3年3月4日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	—	93の2の項を追加	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報の追加
令和3年3月4日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	—	115の2の項を追加	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報の追加
令和4年1月17日	I 関連情報 事務の概要	—	⑦新型コロナウイルスのワクチン接種事務を追加 (以下⑦補足) ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったことため、事後の追加
令和4年1月17日	I 関連情報 システムの名称	—	ワクチン接種記録システム(VRS)を追加	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったことため、事後の追加
令和4年1月17日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	—	■番号法第19条第6号(委託先への提供) ■番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)を追加	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったことため、事後の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月17日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の17. 18及び19の項、115の2の項	番号法第19条第8号及び同法別表第二(別表第二における情報提供の根拠)16の2、16の3、115の2項 (別表第二における情報照会の根拠)16の2、17.18.19、115の2の項	事後	情報提供と照会の根拠を同一に記載していることが、個人情報保護委員会HPにて掲載されている記載要領に反していると気付いたため修正。 また、番号法の改正による号ずれに伴い修正。
令和4年1月17日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月28日 時点	令和4年1月17日 時点	事前	時点更新
令和4年1月17日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月28日 時点	令和4年1月17日 時点	事前	時点更新